早見表 都市計画法に基づく開発許可等の申請手数料

(令和2年1月1日現在)

				法第 29 条(開発許可)	ıj)			
区公	開発区域面積	金額	区分	開発区域面積	金額	区分	開発区域面積	金額
	A<1,000	9,000 円		A<1,000	14,000 円		A<1,000	90,000 円
	1,000≦A<3,000	23,000 円		1,000≦A<3,000	31,000 円		1,000≦A<3,000	140,000 円
	3,000≦A<6,000	45,000 円		3,000≦A<6,000	68,000 円		3,000≦A<6,000	200,000 円
自己の	6,000≦A<10,000	90,000 円	自己の	6,000≦A<10,000	130,000 円	П П Н	6,000≦A<10,000	270,000 円
居住用	10,000≦A<30,000	140,000 円	業務用	10,000≦A<30,000	210,000 円	# II	10,000≦A<30,000	410,000 円
	30,000≦A<60,000	180,000 円		30,000≦A<60,000	280,000 円		30,000≦A<60,000	530,000 円
	60,000≦A<100,000	230,000 円		60,000≦A<100,000	350,000 円		60,000≦A<100,000	690,000 円
	100,000≦A	310,000 円		100,000≦A	500,000 円		100,000≦A	910,000 円

	開発区域面積	金額		その他	金額		その他	金額
	A<1,000	7,300 円		設計変更	当初手数料 の1/10		自己の居住用or自己の 業務用でA<10,000㎡	1,800 円
	1,000≦A<3,000	19,000 円	法第35条の2 (変更許可) [上限910000円]	開発区域の増加	増加した分に 該当する金額	法第45条承認 (地位の承継)	自己の業務用 10,000㎡≦A	2,800 円
法第43条 (建築等の許可)	3,000≦A<6,000	41,000 円		その他	11,000 円		上記以外	18,000 円
	6,000≦A<10,000	72,000 円		法第41条第1項ただし書き許可	48,000 円	ш	則第60条証明	1,500 円
	10,000≦A	100,000 円	法第42条; (予定建築	法第42条第1項ただし書き許可 (予定建築物以外の用途の建築等)	27,000 円	法 (開発登	法第47条第5項 開発登録簿の写しの交付)	510円/枚

※ 長野県手数料徴収条例(平成12年3月23日条例第2号)の別表第1の72※ 長野県証明事務手数料徴収条例(昭和32年4月8日条例第24号)の別表の6(12)